

第 2 4 号議案

足立区障がい福祉施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区障がい福祉施設条例の一部を改正する条例

足立区障がい福祉施設条例（平成 2 年足立区条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 4 条第 1 項第 1 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

第 5 条第 1 項中「自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

別表中

「

障がい者通所支援施設	梅田ひまわり工房
	西新井ひまわり工房
	東六月町通所支援施設
心身障がい者福祉作業施設	日の出町ひまわり作業所
	東六月町ひまわり作業所
	江北ひまわり作業所
	千住ひまわり作業所

を

」

「

障がい者通所支援施設	梅田ひまわり工房
	西新井ひまわり工房
	東六月町通所支援施設
	日の出町ひまわり作業所
	東六月町ひまわり作業所
	江北ひまわり作業所
	千住ひまわり作業所

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

障害者自立支援法の改正に伴うもののほか、規定を整備する必要がある
るので、この条例案を提出いたします。